

ごみと資源の分け方・出し方

住民の皆様へ

ごみを衛生センターへ直接搬入する場合の注意点

- ①搬入日は平日（年末年始は除く）及び指定する月1回の日曜日または祝日のみです。
- ②種類ごとに計量しますので、分別のうえ搬入してください。
- ③搬入時間：8:30～11:30、13:00～16:15（月1回の日曜日または祝日は午前中のみ）

ごみは、収集日の朝8時30分までに
ごみステーションに出してください。

前日には出さないでください。

事業系ごみはステーションに出せません！

事業者は、南部衛生センターに直接搬入するか、許可業者に依頼してください。（搬入日は平日（年末年始は除く）のみ）

燃えるごみ

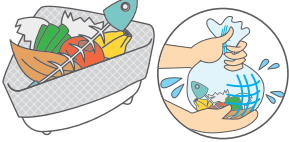


大1袋500円
小1袋300円
(10枚入)

分け方

資源ごみに分別できないもので燃やすことができるごみです。燃えるごみ用(赤文字表示)の指定ごみ袋を使用してください。袋に入らない大きさの燃えるごみは、粗大ごみになります。

生ごみ



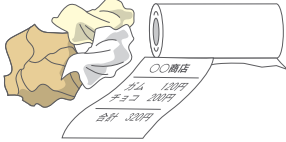
※生ごみは、できるだけ水分を取ってください。

プラスチック類

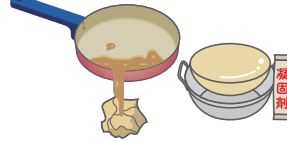


※がけ付いていないもの、油で汚れているもの
リサイクルマークのないプラスチック製品(CD、DVD、パケツ、文房具、おもちゃなど)

紙くず



食用油



※食用油は、紙や布にしみこませるか、固めてください。

その他



衣類、革製品、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、リサイクルマークが付いているもので汚れのひどいものなど



1束300円
(10枚入)

分け方

リサイクルハウス等や衛生センターへ直接搬入ができない新聞・雑誌・段ボール・枝葉です。ごみステーションに出す場合は、必ず、ごみ処理券を貼ってください。

新聞・雑誌

高さは30cm以内とし、紐で十字に結んでください。

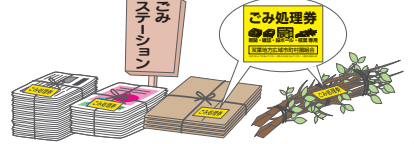
段ボール

縦50cm横60cm以内となるように折り畳み、厚さは20cm以内とし、紐で十字に結んでください。

枝葉

1本あたりの枝の長さは50cm、直径は10cm以内。1束の直径は30cm以内とし、崩れないように紐で結んでください。

(枝葉を衛生センターに直接搬入する場合は1本あたりの長さは100cm、直径は10cmまで。1束の直径は30cm以内。)



燃えないごみ

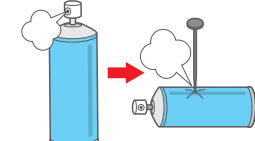


大1袋500円
小1袋300円
(10枚入)

分け方

資源ごみに分別できないもので、燃やすことができない金属・陶磁器・小型家電などです。燃えないごみ用(黒文字表示)の指定ごみ袋を使用してください。袋に入らない大きさの燃えないごみは、粗大ごみになります。

スプレー缶



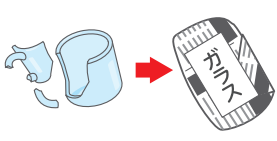
スプレー缶やガスカートリッジは、必ず正しい切り穴を開けてください。

金属類



刃物などの危険なものは紙などに包んで中身を明記してください。

茶碗・皿・ガラス類



割れている危険なものは、紙などに包んで中身を明記してください。

小型家電



出し方

- ①乾電池は、端子にセロハンテープ等を貼り、絶縁させてから、ポリ袋等に入れて乾電池と明記してください。（指定袋に入れないでください。）
- ②蛍光灯は、割らないで出してください。（指定袋から出ても可）

資源ごみ



大1袋250円
小1袋150円
(10枚入)

1袋に入れられるのは1種類のみです。種類ごとに分別し、袋の内容物に✓を付けて出してください。

ビン類

分け方

飲料・食品の入っていたものに限り。ビン類に✓を付けてください。
①金属キャップは、カン類に出してください。
②割れているものは紙などに包んでください。
③強化ガラス類は燃えないごみに出してください。

カン類

分け方

飲料・食品の入っていたもので、リサイクルマークの付いているものに限り。カン類に✓を付けてください。



ペットボトル

分け方

飲料・食品の入っていたリサイクルマークの付いているものに限り。ペットボトルに✓を付けてください。ラベルやキャップは、プラスチック製容器包装に出してください。



出し方

- ①中を水ですすいでから出してください。
- ②つぶさないで、出してください。
- ③付着物や油が付いているビン類・カン類は燃えないごみに、ペットボトルは燃えるごみに出してください。

プラスチック製容器包装

分け方

商品を入れたり、包んでいる容器や包装物でプラスチック製容器包装のリサイクルマークの付いているものに限り。プラスチック製容器包装に✓を付けてください。



容器や包装袋



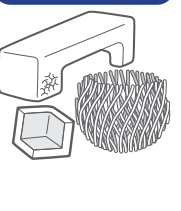
ボトル・チューブ類



キャップやラベル



発泡スチロール・繊維材



出し方

- ①汚れているものは、軽く水で流すか、紙などで拭き取ってください。
- ②袋の中身は分別しますので、2重に袋に入れないでください。
- ③付着物や油の付いている容器・包装物は燃えるごみに出してください。

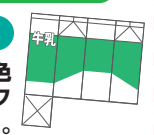
古紙類

リサイクルハウス等（町村によって設置の有無や名称は異なります。詳しくは役場へお問い合わせください。）または衛生センターにお持ち込みください。

紙パック

分け方

内部が白色の紙パックに限り。リサイクルマーク



※マークが無い場合でも、上記3種類の電池及び使用製品は回収します。

出し方

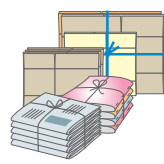
- ①中を軽く水洗いして、乾かしてください。
- ②パックを切り開いて、ひもで十字に結んでください。
- ③内部が銀紙の紙パックは燃えるごみに出してください。

新聞・雑誌・段ボール・紙製容器包装

分け方

濡れていない紙で、ナイロンなど、紙以外のものが付いていない紙です。

例) 新聞紙、広告用チラシ、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙、コピー用紙、封筒（ビニール部分を取り除いたもの）、カレンダー、ノート、ポスター、はがき、名刺など



出し方

- ①古紙の種類ごとに、ひもで十字に結んでください。
- ②感熱紙、防水加工紙、ろうびきの段ボール等は燃えるごみに出してください。

小型充電式電池

該当するもの

↓これらのマークが目印です。



リチウムイオン電池



ニカド電池



ニッケル水素電池

※マークが無い場合でも、上記3種類の電池及び使用製品は回収します。

回収対象製品一例



粗大ごみ

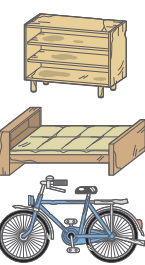
指定ごみ袋に入らない家具等

ごみステーションには出せません。一般家庭の量は1日20枚までです。

〈処理方法〉

直接衛生センターに搬入、または下記の衛生センターへ収集依頼してください。

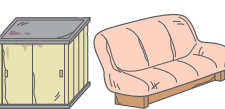
（衛生センターが指定した日時に、有料にて引き取りに伺います。）



収集しないごみ

- 引っ越しごみ
- 事業系ごみ

商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物収集運搬許可業者にお問い合わせください。



処理できないごみ

家電リサイクル6品目

該当するもの
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機

出し方・注意点

販売店または専門の処理業者へお問い合わせください。



パソコンのリサイクル

該当するもの
パソコン

出し方・注意点

パソコンの販売店及び各メーカーにお問い合わせください。



その他、処理できないごみ

該当するもの
農業用機材（農機具・農業用ビニール、農薬、農薬袋、苗箱、ハウスパイプ等）、化学薬品、消火器、ブロック、かわら、石油・廃油類、自動車及びバイク等機材（タイヤ、バッテリー、パンパー等）、建築廃材、医療性廃棄物、神仏具、フロン類を使用している製品（除湿器、冷暖機等）等

出し方・注意点

販売店または処理業者にお問い合わせください。

お問い合わせ先

南部衛生センター
北部衛生センター

双葉郡檜葉町大字上繁岡字山神160-2

双葉郡浪江町大字室原字於喜津4-1

双葉地方広域市町村圏組合 事務局 環境福祉課 双葉郡富岡町小浜553-1

TEL (0240) 25-4609

TEL (0240) 35-5454

TEL (0240) 22-3333

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。※収集日を守って、ステーションをきれいに使いましょう。